

京都デジタルアミューズメントアワード表彰規程

京都デジタルアミューズメントアワード表彰規程を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この規程は、コンテンツ（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項に規定するコンテンツをいう。以下同じ。）の制作に意欲的に取り組む若手制作者若しくは若手制作者グループの表彰について、必要な事項を定める。

(被表彰者)

第2条 被表彰者は、次の各号に掲げる要件の全てを備える者とする。

- (1) 表彰年度の4月1日において40歳以下の者であること。ただし、若手制作者グループの場合、構成員の半数以上がこれを満たすこと。
- (2) 京都を舞台とするコンテンツを制作した者又は、現在又は過去に京都に在住、在勤、在学するなど関係がある者であること。
- (3) 推薦募集締切日以前2年以内に公開されたコンテンツを制作した者であること。
- (4) 京都の文化・産業へ貢献することが期待されるとともに、他のコンテンツ制作者の模範となる者であること。

(被表彰者の決定)

第3条 被表彰者は、府内に拠点を有する団体が推薦する者で、前条の要件に該当する者のうちから知事が決定する。

- 2 前項の規定による知事の決定は、京都デジタルアミューズメントアワード表彰委員会の意見を聴いて行うものとする。ただし、知事が必要と認める場合はこの限りではない。
- 3 第1項の推薦及び前項の委員会に関し必要な事項は、別に定める

(表彰の方法)

第4条 表彰は、毎年度1回、知事が表彰状及び活動奨励金を支給して行う。

- 2 前項の規定による活動奨励金の額は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 京都デジタルアミューズメントアワード大賞 50万円
 - (2) 京都デジタルアミューズメントアワード賞 25万円

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

この規程は、令和5年9月15日から施行する。